

令和3年度

# 交通事故相談の概要



島根県観光キャラクター  
「しまねっこ」  
島観連許諾第7086号



島根県警察シンボルマスコット  
「みこびーくん」

島根県地域振興部交通対策課  
島根県交通事故相談所

## 島根県交通安全スローガン

(令和3年5月10日制定)

- (最優秀作) 「し」っかりと 「ま」もるルールで 「ね」がう安全  
(優秀作) 事故のない 笑顔のしまねが 縁(えにし)よぶ  
(優秀作) 「だんだんね。」 言われるような 運転で  
みんなの笑顔 守るぞ島根

## 令和4年使用交通安全年間スローガン

【主催：一般財団法人全日本交通安全協会／毎日新聞社】

内閣総理大臣賞（最優秀作）

- ◎運転者（同乗者を含む）へ呼びかけるもの  
手を上げる 子どもはあなたを 信じてる
- ◎歩行者・自転車利用者へ呼びかけるもの  
スマホじゃない 見るのは前でしょ 周りですょ
- ◎こども部門（子どもたちに交通安全を呼びかけるもの）  
とうげこう よそみ おしゃべり きけんがいっぱい

## 令和4年度

### 島根県交通安全県民運動

#### 年間の運動重点

- 1 高齢者の交通事故防止（最重点）
- 2 子供の交通事故防止
- 3 飲酒運転の根絶
- 4 全ての座席のシートベルトと  
チャイルドシートの正しい着用の徹底
- 5 自転車の安全利用の推進  
(特に、「自転車安全利用五則」の遵守)

## は じ め に

島根県では、交通事故被害者救済対策事業の一環として、昭和42年に交通事故相談所を設置し、面接や電話、巡回相談等を通して、相談者の抱える様々な悩みや問題の解決に向けての指導や助言を行っています。

令和3年中に島根県で発生した交通事故は、

○発生件数	774件	(前年	737件	37件	5.0%)
○死者数	10人	(前年	18人	▲8人	▲44.4%)
○負傷者数	868人	(前年	832人	36人	4.3%)

と、死者数は減少しましたが、発生件数、負傷者数は、12年ぶりに前年を上回りました。

高齢者死者数は4人で、昨年から10人減少し、全死者数に占める割合は40%となりましたが、高齢者が関わる交通事故の全体に占める割合は44%を超えており、高齢者の交通事故防止が最重点の課題となっています。

一方、近年、交通事故相談所に寄せられる相談内容は、自動車保険の普及や社会構造の変化等に伴い複雑多岐にわたり、相談員の専門的な知識や判断を必要とするケースが増えていきます。

こうした状況に対応するため、交通事故相談所では、相談員の資質向上に努めるとともに、関係機関や団体と連携・協調を図りながら、円滑かつ効果的な相談活動に努め、県民の皆様の身近な相談窓口として利用されるよう努めて参ります。

この冊子は、令和3年度における交通事故相談の概要を取りまとめたもので、関係の皆様への参考にしていただければ幸いです。

今後とも関係の皆様方の一層のご指導・ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

令和4年6月

島根県交通事故相談所長  
(島根県地域振興部交通対策課長)  
土江 裕之

# 目 次

1	業務概要	1
2	交通事故の発生状況と相談件数の推移	2・3
3	月別相談件数	4
4	松江相談所・浜田相談室別相談処理件数	5
5	巡回相談の状況	5
6	窓口別・居住地別面接相談件数	5
7	被害者・加害者別面接相談件数	6
8	被害の程度別面接相談件数（新規相談・被害者）	6
9	経過期間（事故発生から相談まで）別相談件数（新規）	7
10	継続相談の回数	7
11	相談内容	8
12	相談所の周知経路（新規相談）	8
	島根県交通事故相談所設置要綱	9

# 1 業務概要 (令和4年4月1日現在)

## (1) 設置

区分	設置年月日	所在地
交通事故 相談所 (松江)	昭和42年7月10日	松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎別館 電話 (0852) 22-5102 (直通) FAX (0852) 22-6509
浜田相談室	昭和53年7月1日	浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎1階 電話 (0855) 29-5563 (直通)

## (2) 運営

### ①常設相談

相談所	開設日	相談時間
交通事故相談所 (松江)	月～金曜日 (祝休日及び年末年始は除く)	9:00～12:00 13:00～16:00
浜田相談室	毎週水曜日 (祝休日及び年末年始は除く)	11:00～12:00 13:00～16:00

### ②巡回相談

地区	会場	相談日	相談時間
出雲	出雲市役所	第3木曜日	9:00～12:00 13:00～15:00
大田	大田市役所	第1火曜日	9:00～12:00 13:00～15:00
益田	益田市役所	第4木曜日 (要予約)	9:00～12:00 13:00～15:00
隠岐	隠岐の島町役場	第2木曜日とその翌日 (要予約)	木曜日 13:00～15:00 金曜日 9:00～12:00

③広報活動 県・市町村広報紙に掲載するほか、インターネット等の広報媒体、また、事故時に警察から交付する交通事故相談所案内名刺等により、広報を実施しています。

## 2-1 交通事故の発生状況と相談件数の推移

【単位：件・人】

区分	年	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11
県内	相談件数(A)	989	879	1,075	1,332	1,522	1,309	1,118	1,065	949	986	857
	交通事故発生件数	2,734	2,536	2,342	2,353	2,805	2,922	2,967	2,772	2,850	2,991	3,119
	死傷者数(B)	3,412	3,125	2,872	2,911	3,538	3,541	3,614	3,308	3,424	3,547	3,714
	死者数	78	83	66	83	72	66	75	81	77	79	73
	島根県相談率(A)/(B)	29.0%	28.1%	37.4%	45.8%	43.0%	37.0%	30.9%	32.2%	27.7%	27.8%	23.1%
全国	相談件数(a)	163,724	156,930	158,232	165,079	163,536	160,757	147,666	143,096	135,421	137,999	138,481
	交通事故発生件数	661,363	643,097	662,392	695,346	724,678	729,461	761,794	771,085	780,401	803,882	850,371
	死傷者数(b)	825,918	801,522	821,354	855,455	889,578	892,376	933,361	952,147	968,567	999,890	1,059,411
	死者数	11,086	11,227	11,109	11,452	10,945	10,653	10,684	9,943	9,642	9,214	9,012
	全国相談率(a)/(b)	19.8%	19.6%	19.3%	19.3%	18.4%	18.0%	15.8%	15.0%	14.0%	13.8%	13.1%

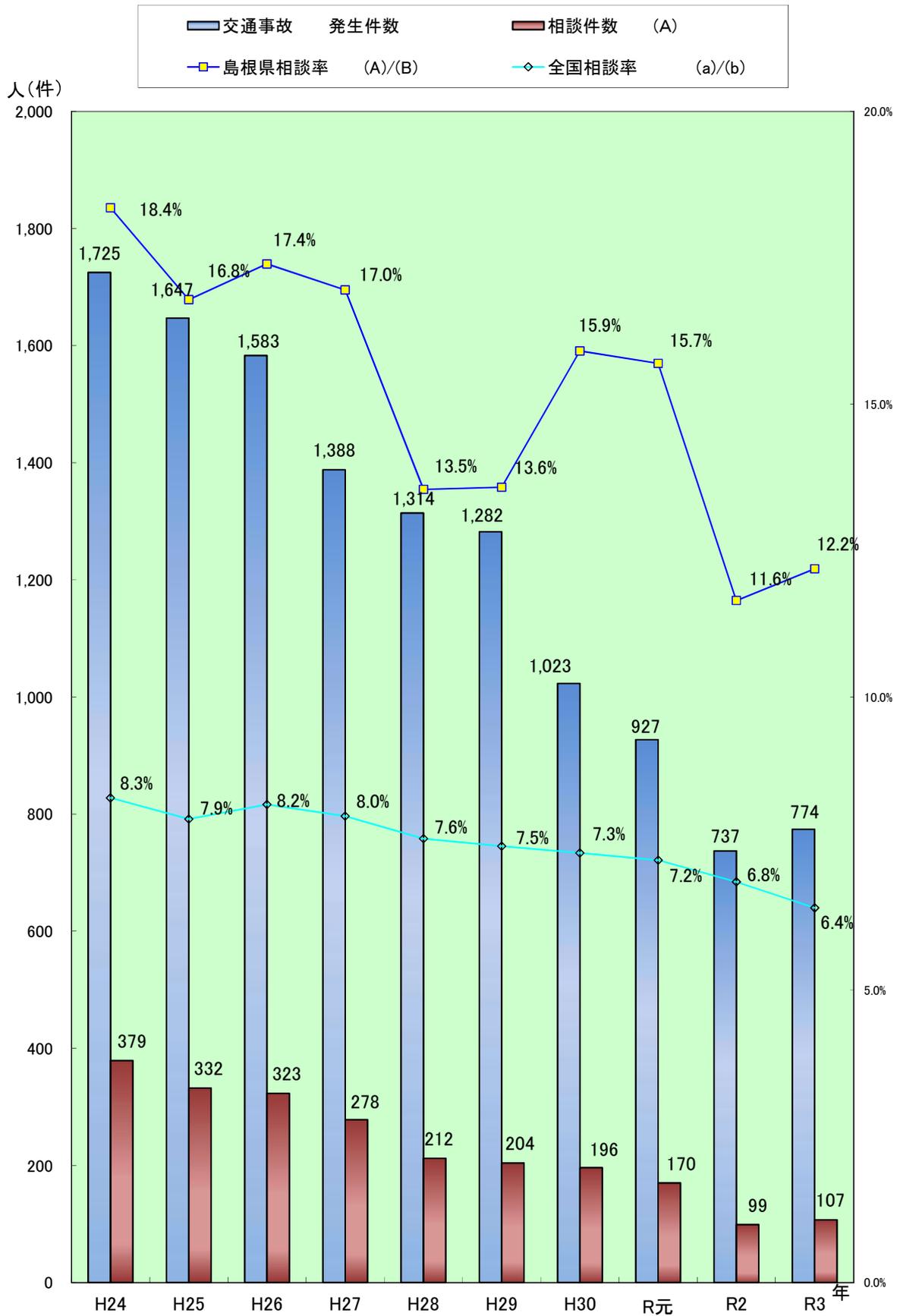
区分	年	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
県内	相談件数(A)	897	1,002	1,086	1,102	1,004	670	708	643	566	644	481
	交通事故発生件数	3,290	3,376	3,258	3,256	3,086	3,017	2,782	2,676	2,199	2,209	1,977
	死傷者数(B)	3,944	3,971	3,867	3,965	3,779	3,571	3,247	3,131	2,534	2,526	2,292
	死者数	74	72	73	74	47	69	46	42	42	33	31
	島根県相談率(A)/(B)	22.7%	25.2%	28.1%	27.8%	26.6%	18.8%	21.8%	20.5%	22.3%	25.5%	21.0%
全国	相談件数(a)	133,725	129,859	126,351	122,388	112,132	112,131	102,515	90,783	86,640	82,961	78,231
	交通事故発生件数	931,950	947,253	936,950	948,281	952,720	934,346	887,267	832,704	766,394	737,637	725,924
	死傷者数(b)	1,164,780	1,189,796	1,176,425	1,189,449	1,191,053	1,164,050	1,104,979	1,040,448	950,912	916,194	901,245
	死者数	9,073	8,757	8,396	7,768	7,436	6,937	6,415	5,796	5,209	4,979	4,948
	全国相談率(a)/(b)	11.5%	10.9%	10.7%	10.3%	9.4%	9.6%	9.3%	8.7%	9.1%	9.1%	8.7%

区分	年	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3
県内	相談件数(A)	427	379	332	323	278	212	204	196	170	99	107
	交通事故発生件数	1,863	1,725	1,647	1,583	1,388	1,314	1,282	1,023	927	737	774
	死傷者数(B)	2,169	2,065	1,978	1,857	1,640	1,565	1,502	1,232	1,083	850	878
	死者数	31	45	28	26	27	28	17	20	25	18	10
	島根県相談率(A)/(B)	19.7%	18.4%	16.8%	17.4%	17.0%	13.5%	13.6%	15.9%	15.7%	11.6%	12.2%
全国	相談件数(a)	72,552	68,681	62,195	58,403	53,380	47,214	43,557	38,837	33,546	25,474	23,318
	交通事故発生件数	692,084	665,157	629,033	573,842	536,899	499,201	472,165	430,601	382,237	309,178	305,425
	死傷者数(b)	859,304	829,830	785,880	715,487	670,140	622,757	584,544	529,378	464,990	372,315	364,404
	死者数	4,691	4,438	4,388	4,113	4,117	3,904	3,694	3,532	3,215	2,839	2,636
	全国相談率(a)/(b)	8.4%	8.3%	7.9%	8.2%	8.0%	7.6%	7.5%	7.3%	7.2%	6.8%	6.4%

(注)：交通事故死傷者数は暦年であり、相談件数は4月～3月の件数である。

：全国は内閣府資料による。

## 2-2 交通事故の発生状況と相談件数の推移

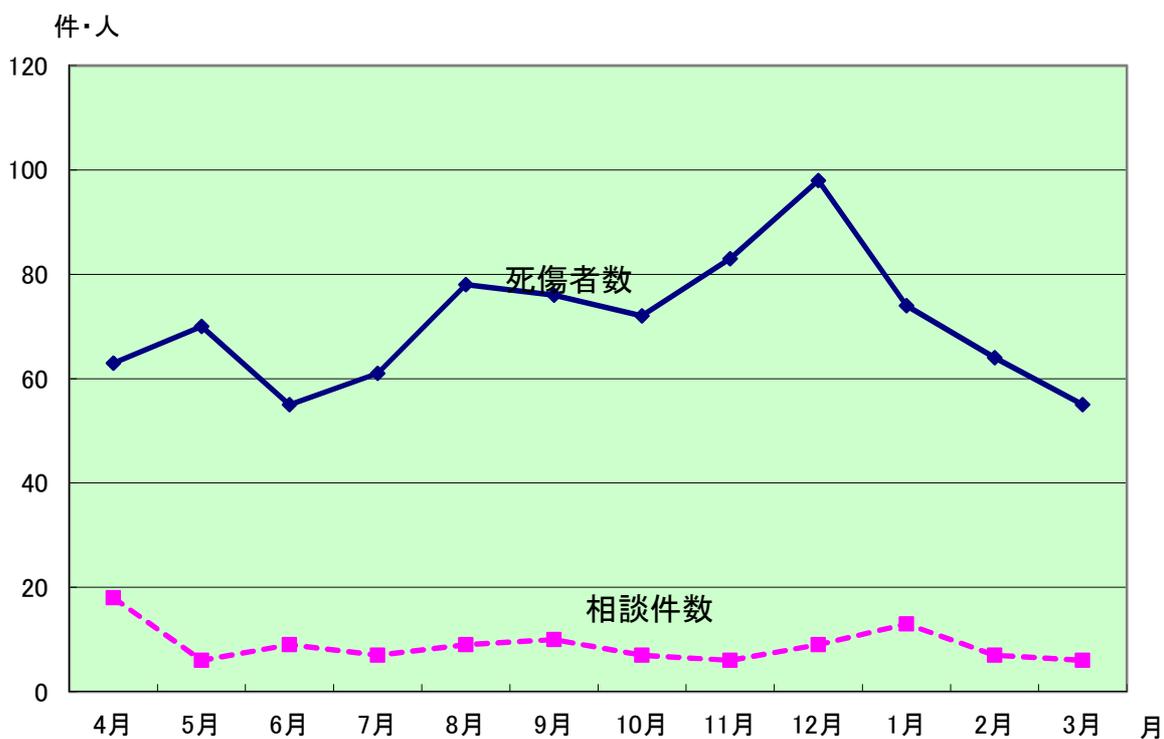


### 3 月別相談件数

【単位:件・人】

区分		月	令和									令和			計	
			3年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年	1月		2月
相談件数	面接	松江	0	0	0	1	2	4	0	2	2	5	1	1	18	
		浜田	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	0	3	
		巡回	出雲	/	/	/	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
			大田	/	/	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0
			益田	/	/	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0
			隠岐	/	/	/	/	/	/	/	0	0	0	0	0	0
	計	0	0	0	2	2	5	1	2	3	6	1	1	23		
	電話	松江	18	6	9	5	7	5	6	4	6	7	5	5	83	
		浜田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
		文書	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	合計	18	6	9	7	9	10	7	6	9	13	7	6	107		
交通事故発生状況	事故件数	59	59	51	58	67	67	64	76	82	65	60	51	759		
	死傷者数 下段は死者(内数)	63	70	55	61	78	76	72	83	98	74	64	55	849		
		2	0	1	1	0	2	1	1	1	1	1	4	15		

(注)相談件数・交通事故発生件数とも年度集計である。



#### 4 松江相談所・浜田相談室別相談処理件数

【単位:件】

区分 月	松江(出雲・大田・隠岐巡回含む)				浜田(益田巡回含む)				総括			
	面接		電話	計	面接		電話	計	面接		電話	計
	新規	継続			新規	継続			新規	継続		
4月	0	0	18	18	0	0	0	0	0	0	18	18
5月	0	0	6	6	0	0	0	0	0	0	6	6
6月	0	0	9	9	0	0	0	0	0	0	9	9
7月	1	0	5	6	1	0	0	1	2	0	5	7
8月	2	0	7	9	0	0	0	0	2	0	7	9
9月	4	0	5	9	1	0	0	1	5	0	5	10
小計	7	0	50	57	2	0	0	2	9	0	50	59
10月	1	0	6	7	0	0	0	0	1	0	6	7
11月	2	0	4	6	0	0	0	0	2	0	4	6
12月	2	0	6	8	1	0	0	1	3	0	6	9
1月	5	1	7	13	0	0	0	0	5	1	7	13
2月	1	0	5	6	0	0	1	1	1	0	6	7
3月	1	0	5	6	0	0	0	0	1	0	5	6
小計	12	1	33	46	1	0	1	2	13	1	34	48
合計	19	1	83	103	3	0	1	4	22	1	84	107

#### 5 巡回相談の状況

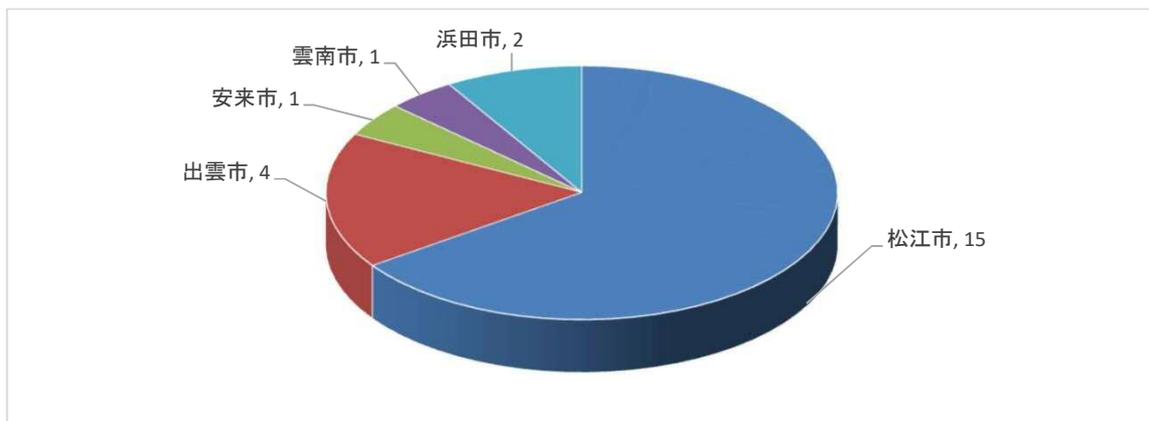
開設場所	出雲市	大田市	益田市	隠岐の島町	合計
開設回数	9	5	0	0	14
相談件数	2	0	0	0	2

※相談件数は、上記4の面接相談件数の内数

※益田市、隠岐の島町は予約制

#### 6 窓口別・居住地別面接相談件数

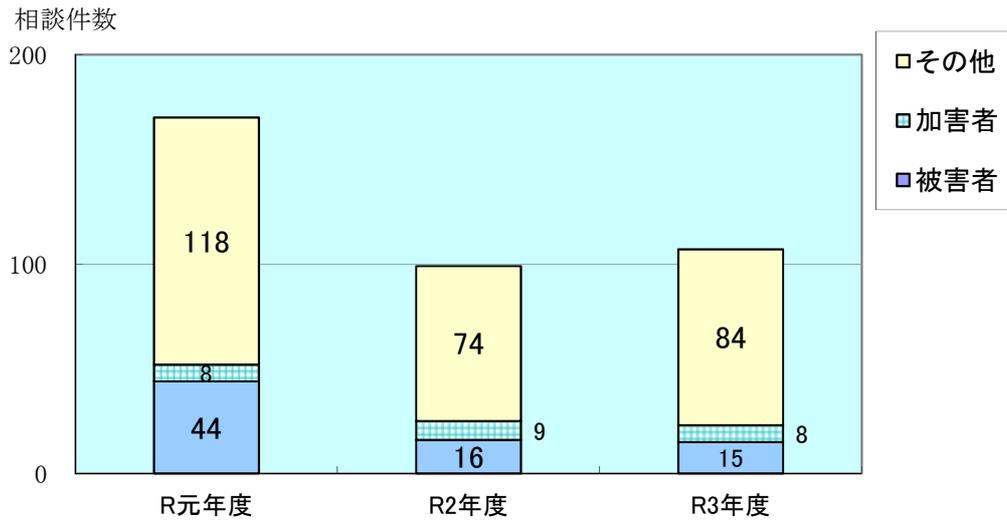
窓口	居住地																	合計					
	松江市	浜田市	出雲市	益田市	大田市	安来市	江津市	雲南市	仁多郡 奥出雲町	飯石郡 飯南町	邑智郡 川本町	美郷町	邑南町	鹿足郡 津和野町	吉賀町	海士町	隠岐郡 西ノ島町		知夫村	隠岐の島町	県外	不詳	
松江	14		2			1		1															18
浜田	1	2																					3
巡回			2																				2
合計	15	2	4	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	23



## 7 被害者・加害者別面接相談件数

【単位:件、%】

年度	区分	被害者面接相談	加害者面接相談	計	その他(電話相談等)
R元年度		44	8	52	118
		84.6%	15.4%	100.0%	
R2年度		16	9	25	74
		64.0%	36.0%	100.0%	
R3年度		15	8	23	84
		65.2%	34.8%	100.0%	

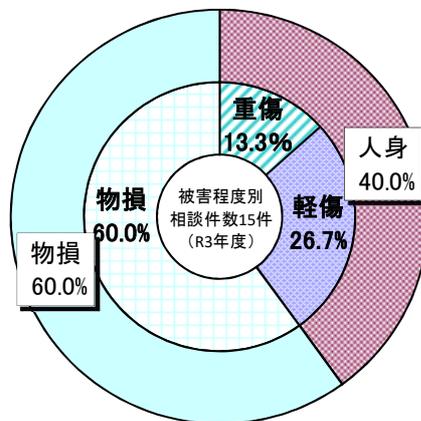


## 8 被害の程度別面接相談件数(新規相談・被害者)

【単位:件、%】

年度	区分	人身			物損	計
		死亡	重傷	軽傷		
R元年度		1	8	20	9	38
		2.6%	21.1%	52.6%	23.7%	100.0%
R2年度		1	4	4	2	11
		9.1%	36.4%	36.4%	18.2%	100.0%
R3年度		0	2	4	9	15
		0.0%	13.3%	26.7%	60.0%	100.0%

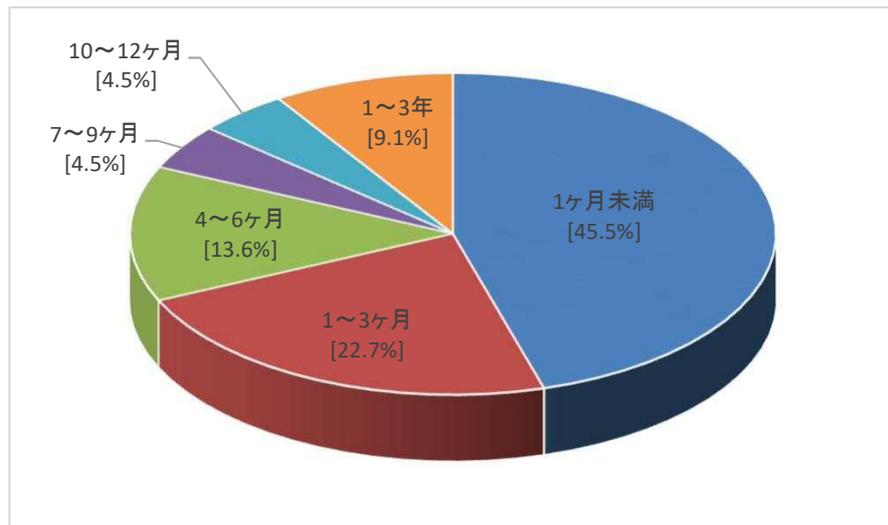
R3年度



## 9 経過期間(事故発生から相談まで)別相談件数(新規)

【単位:件】

	1ヶ月未満	1-3月	4-6月	7-9月	10-12月	1-3年	3年以上	計
被害者	7 46.7%	3 20.0%	1 6.7%	1 6.7%	1 6.7%	2 13.3%	0 0.0%	15 100.0%
加害者	3 42.9%	2 28.6%	2 28.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	7 100.0%
計	10 45.5%	5 22.7%	3 13.6%	1 4.5%	1 4.5%	2 9.1%	0 0.0%	22 100.0%



## 10 継続相談の回数

【単位:件】

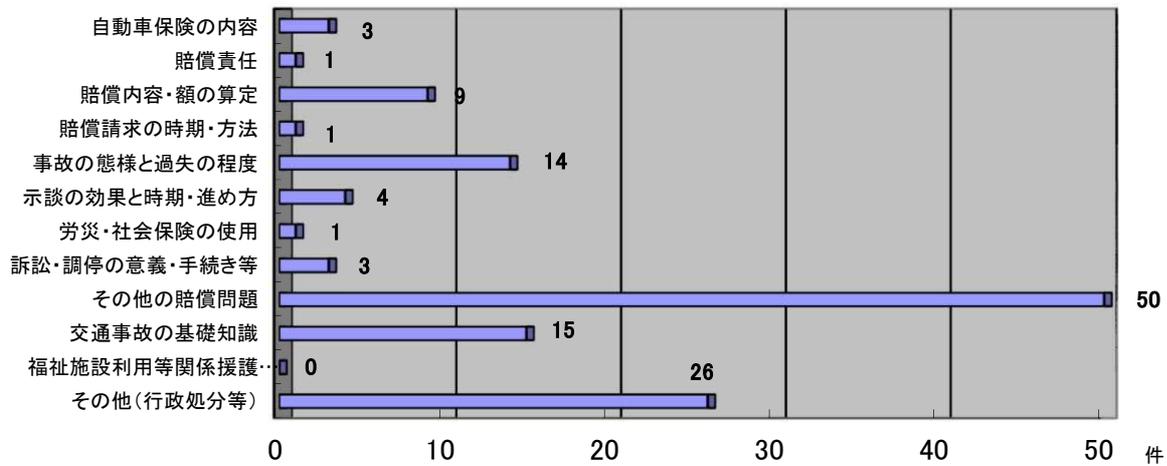
回数	2回	3回	4回	5回	6-8回	9回以上	計
件数	1	0	0	0	0	0	1
構成率	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

# 11 相談の内容

\* 副次的相談内容を含む

【単位:件】

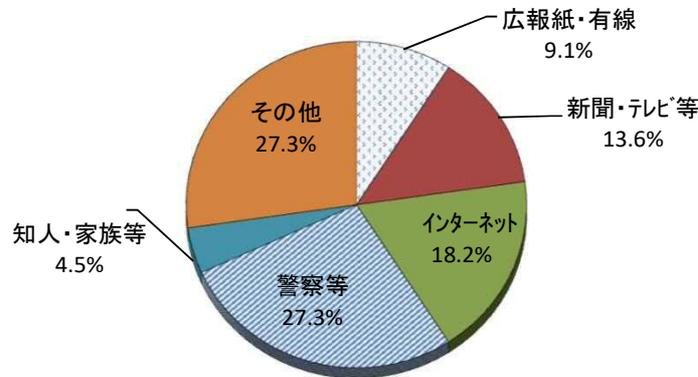
区分	賠償問題								更生問題		その他(行政処分に関すること等)	計	
	自動車保険の内容	賠償責任	賠償内容・額の算定	賠償請求の時期・方法	事故の態様と過失の程度	示談の効果と時期・進め方	労災・社会保険の使用	訴訟・調停の意義・手続き等	その他の賠償問題	交通事故の基礎知識			福祉施設利用等関係援護機関
件数	3	1	9	1	14	4	1	3	50	15	0	26	127
構成率	2.4%	0.8%	7.1%	0.8%	11.0%	3.1%	0.8%	2.4%	39.4%	11.8%	0.0%	20.5%	100.0%



# 12 相談所の周知経路(新規相談)

【単位:件】

区分	一般広報		直接広報		伝聞		その他(チラシ、パンフ等)	計
	広報・有線	新聞・テレビ・ラジオ	インターネット	警察等	知人等	家族等		
件数	2	3	4	6	1	0	6	22
構成率	9.1%	13.6%	18.2%	27.3%	4.5%	0.0%	27.3%	100.0%



## 島根県交通事故相談所設置要綱

### (設置)

第1条 交通事故による被害者及び家族等（以下「交通事故被害者等」という。）からの損害賠償問題、生活福祉問題等に係る総合的な相談（以下「交通事故相談」という。）に応じ、必要な情報提供及び指導助言を行うため、島根県交通事故相談所（以下「相談所」という。）を松江市に設置する。

2 相談所の分室として、浜田相談室を浜田市に設置する。

### (業務)

第2条 相談所の業務は次のとおりとする。

- (1) 交通事故被害者等に対する総合的な交通事故相談を実施すること
- (2) 相談内容や相談者の要望に沿った支援ができるよう必要に応じて、交通事故被害者等の支援を行う関係機関・団体の紹介又は斡旋を行うこと
- (3) 市町村等に対する交通事故相談事案の処理に関する助言を行うこと
- (4) 交通事故被害者等の支援に関し、市町村及び関係機関・団体相互の連絡を図ること

### (職員)

第3条 相談所に所長、交通事故相談員その他必要な職員を置く。

- 2 所長は、交通対策課長をもって充てる。
- 3 交通事故相談員は、総合的な交通事故相談業務に必要な知識及び能力を有すると認められる者のうちから、人事課長が委嘱する。
- 4 その他必要な職員は、交通対策課職員の中から交通対策課長が命ずる者をもって充てる。

### (巡回相談)

第4条 相談所は、必要に応じ、市町村を巡回して交通事故相談を実施するものとする。

### (相談所運営上の細目)

第5条 この要綱に定めるもののほか、相談所の運営について必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要綱は、昭和47年8月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、昭和54年4月16日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

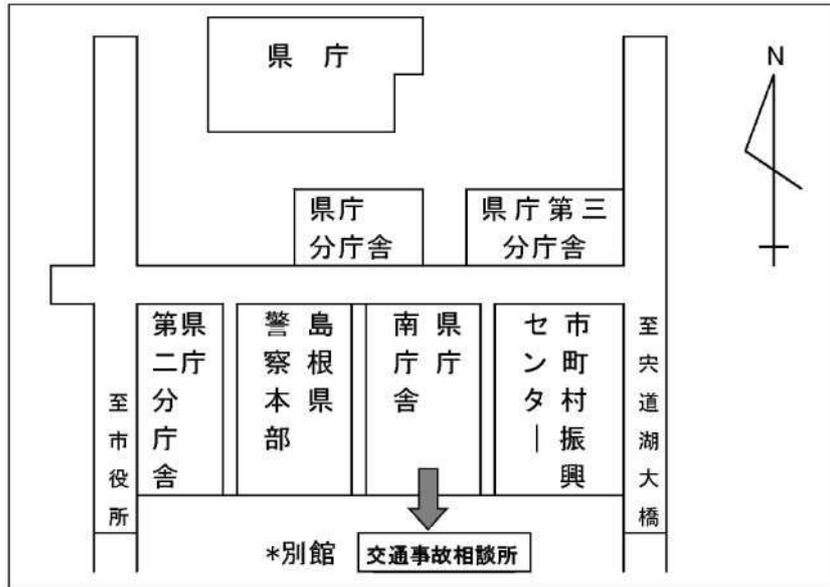
#### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

#### 附 則

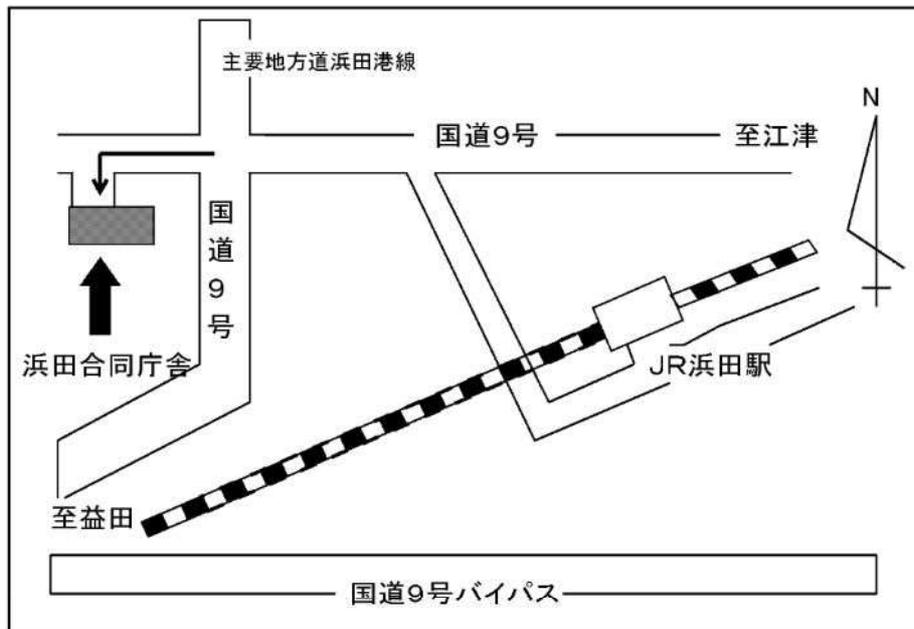
この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

●松江



松江市殿町8番地 島根県庁南庁舎別館  
 電話/0852-22-5102 FAX/0852-22-6509

●浜田相談室



浜田市片庭町254番地 浜田合同庁舎1階  
 電話/0855-29-5563

島根県地域振興部交通対策課

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地  
 電話/0852-22-5100 5101



島根県交通安全キャラクター

—毎月1日は、交通安全県民の日です—

「し」っかりと 「ま」もるルールで 「ね」がう安全